「排泄予測支援機器」の取扱いについて

令和４年４月１日から、特定福祉用具販売の給付対象となる種目に、「排泄予測支援機器」が追加されました。従来の特定福祉用具と取扱いが異なることから、当該機器の販売に係る給付申請等について、本市における取扱いを下記のとおりといたします。

〇排泄予測支援機器とは

利用者がセンサーを常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定する機械です。一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を本人や介護を行う人に自動で通知します。

１．給付対象者

運動機能の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難な人で、排尿の機会の予測が可能になることによって、トイレでの自立した排尿ができるようになる人。

そのため、排尿の介助を全く受けてない人や、全面的に介助を受けている人については使用が想定されません。

２．特定福祉用具販売事業者が確認する事項

（１）利用者の膀胱機能を以下のいずれかの方法により確認し、医学的所見がわかる書面の写しを申請書に添付すること。

・介護認定審査における主治医の意見書
・サービス担当者会議等における医師の所見
・介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
・個別に取得した医師の診断書　等

（２）排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、以下の点について利用を希望する人に対して事前に確認し、確認調書を申請書に添付すること。

・利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
・装着することが可能か。
・利用者やその介助者が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

裏面へ

なお、利用者の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前に一定期間の試用を行い、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は中止の助言をすること。

また、介助者も高齢などで利用にあたり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況の確認や利用方法の指導に努めること。

３．介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援または指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供するなど、支援者間の積極的な連携を図ること。

４．消耗品について

専用ジェルなど装着の都度、消費するもの及び専用シートなどの関連製品は介護給付の対象外です。

５．給付申請に必要な書類

申請書類一式

- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- 領収書（原本）
- 商品のカタログのコピー
- 医学的所見が分かる書類（表面２の（１）参照）
- 排泄予測支援機器　確認調書（別添）

販売前に、一定期間の試用を行うとともに、事前に高齢介護課にご相談ください。

６．注意事項

Ｑ＆Ａが国から通知されています。別紙書類をご確認ください。

事　務　連　絡
令和４年３月 31 日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中　核　市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係るＱ＆Ａの送付について

平素より、介護保険行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和４年４月１日より適用となる特定福祉用具販売の排泄予測支援機器の給付、その他福祉用具や住宅改修について、Ｑ＆Ａを作成しましたので、内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知いただきますようお願いします。

【お問い合わせ先】
厚生労働省老健局高齢者支援課
福祉用具・住宅改修係
連絡先：fukushiyougu@mhlw.go.jp

（排泄予測支援機器）

Ｑ１　「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（老企第３４号平成 12 年１月 31 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以下「解釈通知」という。）では、排泄予測支援機器について「利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知する」とあるが、通知について、どのようなものを想定しているか。

Ａ　排泄予測支援機器が本体から、専用のアプリケーションがダウンロードされたスマートフォンやタブレット等に近接通信機能（ブルートゥース）で通知するものが想定される。

なお、解釈通知では「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外」とされているが、上記のようにインターネットを使用せず、排泄予測支援機器本体からスマートフォン等に通知する場合は、これにあてはまらない。

（排泄予測支援機器）

Ｑ２　給付対象や利用が想定しにくい者については、「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」（老高発０３３１第３号令和４年３月３１日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下「留意事項通知」とする。）に規定されているが、独居の者も含まれるのか。

Ａ　使用方法については以下のような方法が考えられる。

①　居宅要介護者等本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。

②　介助者が通知により、排泄の声かけやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。

そのため、独居の場合でも①のような使用方法があり、必ずしも給付対象外になるものではないが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を特に確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討すること。

（排泄予測支援機器）

Ｑ３　留意事項通知の２では、調査項目２－５排尿の直近の結果が「１．介助されていない」の者については、利用が想定しにくいとしているが、おむつ等を使用していても、自分で準備から後始末まで行っている者が、トイレでの自立した排尿を目的として使用する場合は如何。

A　留意事項通知の２で規定している者については、一般的に使用が想定しにくい者を記しているが、十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。

（排泄予測支援機器）

Q４　留意事項通知の３では、販売に当たり、膀胱機能等を医師の所見等で確認することとしているが、販売を検討する以前の段階で既に確認しているような場合、改めての確認が必要か。

A　居宅要介護者等の膀胱機能について、留意事項通知３の（１）から（４）のいずれかの方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。

（排泄予測支援機器）

Q５　常時失禁の状態の者でおむつの交換時期等を把握するため、排泄予測支援機器を給付することは可能か。

A　排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。

（排泄予測支援機器）

Q６　「自動排泄処理装置」を貸与されている居宅要介護者等が購入した場合も保険給付対象となるのか。

A　自動排泄処理装置を貸与されていることのみをもって、排泄予測支援機器の給付が対象外になることはない。ただし、自動排泄処理装置を必要とする場合、排泄予測支援機器を必要とする場合は異なるものと考えられることから、要介護者等の状態や目的等を十分に聴取して、十分な検討が必要である。

（排泄予測支援機器）

Q７　要支援者、要介護４・５の者でも給付対象とすることは可能か。

A　留意事項通知等で示す状態に該当し、排泄予測支援機器を使用することによって自立した排尿が期待できる場合に給付対象とすることは可能である。

（排泄予測支援機器）

Q８　特定福祉用具販売事業所（福祉用具専門相談員）が留意事項通知の４で規定されている販売に当たり確認すべき事項について、どのような点に注意することが考えられるか。

A　留意事項通知４の販売に当たり確認すべき事項（１）～（３）については、以下の点について注意されたい

（１）排泄予測支援機器はトイレでの自立した排泄を促すことを目的としており、失禁をなくすものではないことを理解していること。

（２）製品によっては体型や体質により装着が困難な者もいるとされていることから、製品の特徴等を十分に説明した上で、装着後の状況等を聴取すること。

（３）通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができるか、また、使用前の介助状況を確認し、居宅要介護者等が主に過ごしている居室等からトイレまでの介助方法や時間等を確認すること。

また、必ずしも販売にあたり試用は要件ではないが、（２）と（３）を確認するためには一定期間の試用が望ましいこと、（１）についても試用を通じて理解が促進されることから、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

（排泄予測支援機器）

Q９　市町村で福祉用具購入費の申請を受けた際の審査において、給付対象の状態であることをどのように把握したらよいのか。

A　留意事項通知５の記載のとおり、以下の書類等を利用者は市町村に提出することとしている。

・必要事項（※）が記載された申請書
・領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面
・医学的な所見が分かる書類

（※）特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名、購入に要した費用及び当該購入を行った年月日、必要である理由。なお、必要な理由については、居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載で確認できる場合は不要である。

また、試用状況等の確認に際して、特定福祉用具販売事業所等が整理した別添の確認

調書のような書類について、市町村は必要に応じて利用者に対して提出等を求めていただきたい。なお、申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調書と同様のことを記載することについても考えられる。

（電動車いす）

Q10　令和２年度老人保健健康増進等事業において一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が作成した「ハンドル形電動車いすの貸与実務における安全利用のためのガイドライン・指導手順書」を踏まえると、踏切道の単独走行禁止が貸与条件となるのか。

A　踏切の単独走行を一律に禁止するものではなく、移動手段がハンドル形電動車いすに限られ、生活動線上に迂回路がなく踏切を走行せざるを得ないような場合には、安全に利用できる方策をケアチームが検討した上で、判断できる旨を示したものと考えられることから、個々の居宅要介護者等の状態を踏まえ判断されたい。

（住宅改修）

Q11　住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室を畳敷きに改修するにあたり、平成 29 年 7 月の Q&A で示されている「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」について、どのようなものが該当すると考えられるか。

A　日本産業規格（JIS）A5917 衝撃緩和型畳(床)に該当するものが考えられる。なお、当該 JIS に該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取等を通じて確認の上、居宅要介護被保険者の心身の状況を考慮したものであるか特に確認すること。

（住宅改修）

Q12　住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待される場合、このような改修は対象となるか。

A　対象として差し支えない。